

広島県告示第四百六十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を平成二十二年五月十一日認可した。

平成二十二年五月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

水内川漁業協同組合

2 住所

広島市佐伯区湯来町和田一六六

二 免許番号

内水共第九号及び内水共第十号

三 変更の内容

第四条の表中、「三月一日から八月三十一日まで」を「三月一日から八月三十一日までの期間内で組合が定めて公示する日から八月三十一日まで」に改める。

附 則

この規則は知事の認可があった日から施行する。